

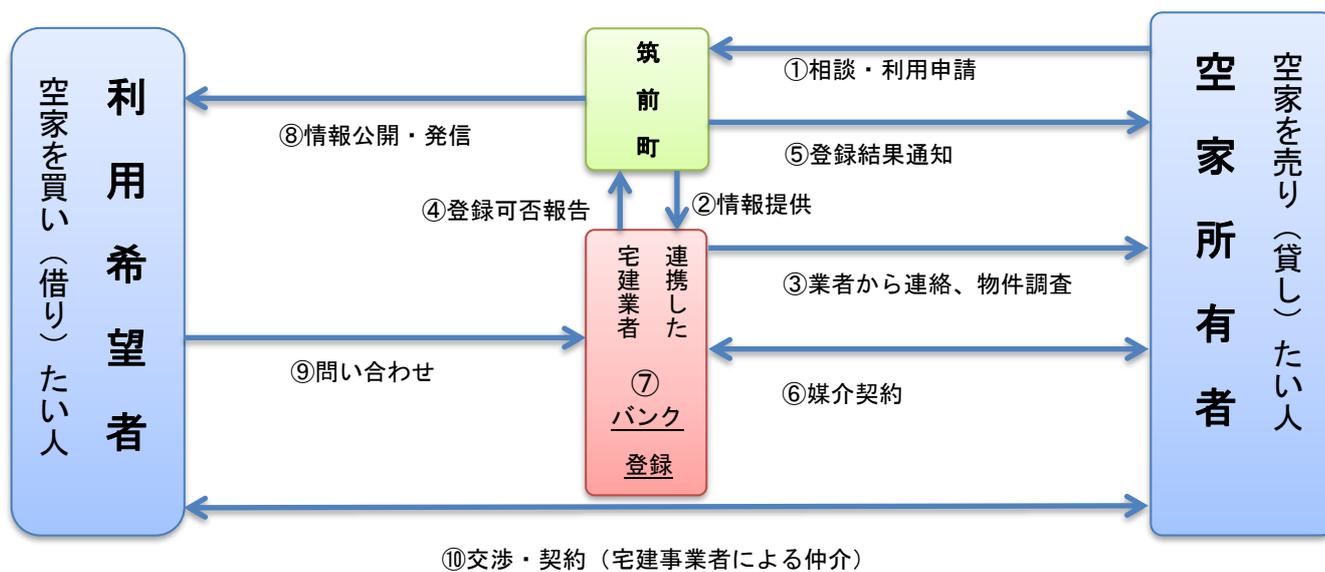
～空家をお持ちの方へ～



空家バンクに登録しませんか？

「空家バンク制度」とは、町内にある空家の物件情報を登録し、町や不動産業者団体のホームページ等で情報発信して利用希望者に紹介するものです。

【空家バンクの概要】



※空家バンクへの登録は無料ですが、物件の売買・賃貸借の契約が成立した際は、所有者及び利用希望者から仲介業者に対する仲介手数料が発生します。
※町は、物件情報の提供を行いますが、交渉や契約には一切関与しません。

空家バンクに登録するには、**申請が必要**です。

- 売買・賃貸が困難な物件については登録できない場合があります。
- ・共有者全員の同意が得られない
 - ・相続登記ができていない
 - ・抹消不可能な抵当権が設定されている
 - ・境界が不明確
- 等

空家バンクの
ホームページは
こちら！

売却・賃貸を希望される方はご相談ください。



【お問い合わせ先】
筑前町役場 都市計画課 住宅政策係
電話：0946-42-6642